

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年7月12日（金）午後1時30分
2. 閉会日時 令和6年7月12日（金）午後2時47分
3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室
4. 出席委員
1番 尾崎 義治 2番 市川 博 4番 後呂 豊
5番 栗栖 一 6番 木戸 孝 7番 鈴木 隆文
8番 藤原 久恵 9番 南 喜久治 10番 小野 真一
11番 清水 哲治 12番 杉谷 孫司 13番 柏木 彰文
14番 楠本 徹男
5. 欠席委員 3番 本田 勉
6. 事務局 局長 古守 繁行 係長 柳原 克彰 主任 石川 智寛
主査 大平 真也
7. 議事日程 開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第13号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
報告第14号 農地使用貸借の合意解約通知について
報告第15号 農地中間管理事業による貸付先の合意解約について
報告第16号 農地の形状変更について
議案第18号 農地法第3条の規定による許可について
議案第19号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について
その他

8. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から7月の農業委員会を開催させていただきます。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議

に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、3番の本田委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。6番の木戸 孝委員と11番の清水 哲治委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

6番委員 はい。
11番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第13号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、事務局より報告願います。

係長 はい。報告第13号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、ご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇で、地目は畑、面積は〇〇㎡です。借人は〇〇の〇〇相続人〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇相続人〇〇さん〇〇歳です。賃借権の解約です。申請理由は双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。

続きまして、議案書の2ページをお願いいたします。番号2。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇相続人〇〇さん〇〇歳です。賃借権の解約です。申請理由は双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。

続きまして、議案書の3ページをお願いいたします。番号3。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。賃借権の解約です。申請理由は双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。以上、報告いたします。

議長 事務局からの報告を終わります。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問がないようですので、報告第13号につきまして、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第14号 農地使用貸借の合意解約通知について、事務局より報告願います。

係長 はい。報告第14号 農地使用貸借の合意解約通知についてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇で、地目は畑、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用賃借権の解約です。申請理由は3者合意の上

で解約をしたため、届出をしましたとのこと。以上、報告いたします。

議長 事務局からの報告を終わります。この件につきまして、ご意見ご質問等はありませんか。

全員 意見なし。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問がないようですので、報告第14号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第15号 農地中間管理事業による貸付先の合意解約について、事務局より報告願います。

係長 はい。報告第15号 農地中間管理事業による貸付先の合意解約についてご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇外4筆で、地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのこと。以上、報告いたします。

議長 事務局からの報告を終わります。この件につきまして、ご意見ご質問等はありませんか。

全員 意見なし。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問がないようですので、報告第15号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第16号 農地の形状変更について、事務局より報告願います。

係長 はい。報告第16号 農地の形状変更についてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。約1m20cmの農地の嵩上げです。申請理由は嵩上げをして梅を植えたいと考えたため、届け出ましたとのこと。以上、報告いたします。

議長 事務局からの報告を終わります。この件につきまして、ご意見ご質問等はありませんか。

全員 意見なし。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問がないようですので、報告第15号につきましては、報告とさせていただきます。続きまして、議案第18号 農地法第3条の規定による許

可について上程いたします。4件でございます。3番、4番につきましては、〇〇委員が当事者でございますので、まず、1番、2番につきまして、一括してご審議いただきたいと思います。事務局から説明願います。

係長

はい。議案第18号 農地法第3条の規定による許可につきましてご説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、遠方に居住し、自ら耕作できないことから、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、居住地の隣接地であることから、効率よく耕作できると考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の8ページをお願いいたします。番号2。申請地は〇〇外1筆で、地目は台帳、現況ともに田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、高齢のため耕作することが困難となり、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、耕作農地を拡大したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員

異議なし。

議長

2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員

異議なし。

議長

他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員

異議なし。

議長

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第18号の1番、2番につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第18号の3番、4番について、一括してご審議いただきたいと思います。〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～〇〇委員退席～それでは、事務局より説明願います。

係長

はい。議案書の9ページをお願いいたします。番号3。申請地は〇〇外1筆で、地目は

台帳、現況ともに田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転です。譲受人の〇〇さんの耕作面積は、〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、遠方に住んでいることから、農作業をすることが不可能であり、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、譲渡人との共有財産の農地ですが、単独名義にしたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の10ページをお願いいたします。番号4。申請地は〇〇外1筆で、地目は台帳、現況ともに〇〇が畑、〇〇が田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転です。譲受人の〇〇さんの耕作面積は、〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、遠方に住んでいることから、農作業をすることが不可能であり、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、近隣で農業を営んでおり、効率的に利用できると考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。3番、4番ともに〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 3番、4番については、譲受人が稲作として利用されており、保全上も良いため、問題ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第18号の3番、4番につきましては、申請通り承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員着席～

議長 続きまして、議案第19号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第19号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の11ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は5件、5筆で、面積は合計〇〇㎡となっております。また、全て使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになっています。続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇

○で、現況地目は畑、面積は○○㎡です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付先は○○の○○さん○○歳です。令和6年8月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は果樹栽培です。

続きまして、議案書の13ページをお願いいたします。番号2。申請地は○○で、現況地目は田、面積は○○㎡です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付先は○○の○○さん○○歳です。令和6年8月1日から5年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の14ページをお願いいたします。番号3。申請地は○○で、現況地目は田、面積は○○㎡です。貸し手は○○の○○相続人代表○○さん○○歳で、貸付先は○○の○○さん○○歳です。令和6年8月1日から7年11カ月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の15ページをお願いいたします。番号4。申請地は○○で、現況地目は田、面積は○○㎡です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付先は○○の○○さん○○歳です。令和6年8月1日から7年11カ月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の16ページをお願いいたします。番号5。申請地は○○で、現況地目は田、面積は○○㎡です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付先は○○の○○さん○○歳です。令和6年8月1日から8年8カ月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜です。また、書類を精査したところ、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、○○地区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 利用権を設定することに関しては、異議ございません。ただ、果樹栽培に3年契約は短いと感じました。

係長 ゆくゆくは売買も視野にいれて利用することを考えているそうです。

議長 2番につきましては、○○地区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 再設定ですので、異議ございません。

議長 3番から5番につきましては、○○地区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 異議ございませんが、今回耕作を予定されている方は近隣で農地を借りていますが、耕作放棄地と思うくらいの現状となっています。農地を貸したにもかかわらず、現状に見かねて土地の所有者が草刈をしている状況です。農地中間管理機構はきちんと指導するべきだと思います。借りた方が責任を持ってやってもらわないといけないと思います。

〇〇委員 それは農業公社の範囲内になるのでしょうか。許認可を与えた農業委員会も責任があるのではないのでしょうか。

係長 農業公社とも対応を考えていきたいと思います。

〇〇委員 地域の農業を守るのは農業委員会だと思います。契約しているのは農業公社だから、責任はそちらにあるという逃げの考え方はよくないです。

係長 はい。承知しました。

議長 耕作放棄地について、指導だけではなかなか難しくなっていると思います。

〇〇委員 一番簡単にできるのは農地としての固定資産税の課税をやめることです。行政でできることです。宅地並み課税しますと言えばいいのです。農地として認めないと判断すれば、雑種地となるのではないのでしょうか。

局長 基本的には宅地としての価値があるためにそれだけの税金を課税しているわけです。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第19号につきまして、計画の決定を承認いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長
～農業委員会委員の任命について
～2025年版 農業委員会手帳の配布希望について
～研修事業の視察先について
～令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況及び令和6年度最適化活動の目標について
～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について
～遊休農地調査及び農地利用意向調査の実施について
～地域計画策定に係る各地域における協議について

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和6年8月9日（金）午後1時30分から

日置川拠点公民館 2階 大会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員

異議なし。

議長

以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～楠本会長は、午後2時47分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。